

ゼロカーボン行動変容推進業務委託プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

ゼロカーボンシティ江東区の実現に向け、ゼロカーボン行動変容推進業務として、江東区環境検定及び（仮称）ゼロカーボンアクション（カーボンマイナスこどもアクション後継事業）を江東区の環境教育の柱として展開する。

令和 7～9 年度、「江東区環境検定」として、幅広い環境問題について楽しみながら学び、自分事として考え、行動する力をつけるオンライン検定を実施する。

また、令和 8～9 年度、「（仮称）ゼロカーボンアクション」として、ゼロカーボン行動に楽しみながら取り組めるオンラインコンテンツを提供する。なお、現行のカーボンマイナスこどもアクションから順次移行することとし、令和 8 年度にはシステム開発及び小学校を除く一般区民向けのプレ運用、令和 9 年度から小学校を含む本格運用とする。

さらに、各取り組みの参加者が相互の事業に取り組めるようにし、区民の環境に配慮した行動のさらなる加速化につなげていく。

以上の趣旨から、本業務の遂行にあたり、豊富な経験と高度な企画運営及び制作能力を有する事業者を、プロポーザル方式で選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 ゼロカーボン行動変容推進業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和 7 年度委託仕様書」、「令和 8 年度委託仕様書」、「令和 9 年度委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約確定日の翌日（令和 7 年 5 月上旬予定）から
令和 8 年 3 月 31 日

※ ただし、業務実績が良好かつ公募時の各年度の仕様に変更がない場合、契約を 2 回更新する。

- (4) 委託上限額 令和 7 年度：24,837,643 円（消費税込）
令和 8 年度：50,356,488 円（消費税込）
令和 9 年度：40,023,968 円（消費税込）

※ ただし、本業務の実施及び予算額については、令和 7・8・9 年第 1 回区議会定例会における令和 7・8・9 年度当初予算の議決を前提としているため、変更となる可能性がある。

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない

- こと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
 - (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
 - (6) 過去 5 年間に、地方公共団体の自治体が発注した同種・類似業務（環境学習運営業務または、試験運営業務）の運営受託実績があること。なお、事業企画業務のみの受託実績は含まない。また、試験運営業務に関しては、会場手配・当日運営のみのものは含まず、受験申込から試験後までトータルで運営したものをいう。

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 7 年 1 月 27 日（月）～令和 7 年 3 月 6 日（木）17 時まで
- (2) 質問受付期間
令和 7 年 1 月 27 日（月）～令和 7 年 2 月 7 日（金）17 時必着
- (3) 質問回答日
令和 7 年 2 月 14 日（金）
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出期限
令和 7 年 3 月 6 日（木）17 時必着
- (5) 1 次審査
令和 7 年 3 月 14 日（金）
- (6) 1 次審査結果通知
令和 7 年 3 月 18 日（火）
- (7) 2 次審査
令和 7 年 3 月 24 日（月）
- (8) 最終選定結果通知
令和 7 年 3 月 26 日（水）

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表

① 公募期間：令和7年1月27日（月）～令和7年3月6日（木）

② 公募方法：区ホームページにて公表

(2) 提出書類

① 参加申込書（様式1）1部

② 価格提案書（見積書）1部

様式は任意とする。本体価格及び消費税10%の金額、積算内訳を記載すること。
宛先は「江東区契約担当者」とすること。

③ 法人登記事項証明書または登記簿謄本（原本） 1部

※ 発行日から3ヶ月以内のもの。

④ 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 1部

※ 発行日から3ヶ月以内のもの。

⑤ 直近3年分の財務諸表 1部

⑥ 会社概要書（様式2）10部

⑦ 執行体制報告書（様式3）10部

⑧ 令和2年以降の同種業務実績報告書（様式4）10部

⑨ 企画提案書

A4縦 20枚以内（両面印刷可、ページ番号をつけること）、書式自由 10部

※ 以下の内容を盛り込むこと。

- ・業務実施計画（江東区環境検定業務は令和7～9年度、（仮称）ゼロカーボンアクション業務は令和8～9年度）
- ・江東区環境検定業務における、検定問題及びデジタルテキストの作成及びその手法（江東区独自問題を含む検定問題、その解説の付与、作成過程における文献や学識者活用の例示）
- ・（仮称）ゼロカーボンアクション業務における、オンラインアクションシステム制作及びその手法（CO₂削減につながる省エネ行動、継続的に省エネ行動に取り組めるような仕組みの例示）
- ・オンライン検定システム及びオンラインアクションシステム構築（個人情報保護及びセキュリティ対策を含む）
- ・区民等の行動変容につながる取組みの提案
- ・事業周知の方法
- ・効果検証方法（行動変容の効果等を把握するアンケート、参加者の取組結果や広報効果の検証及び実績報告の例示）

※ 真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※ 指定の様式については、区ホームページよりダウンロードのうえ、作成すること。

※ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

(3) 提出期限

令和7年3月6日(木)17時必着

※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出方法

持参(平日の9時~17時)又は郵送

※ 持込み先・送付先は、10. 担当部署まで

(5) 質疑・回答

① 受付期間：令和7年1月27日(月)~令和7年2月7日(金)17時必着

※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 質問方法：様式5「質問書」に質問内容を記入し、10. 担当部署あてにメールにて提出

メール送信後に、質問受信確認のため、10. 担当部署まで電話にて連絡をすること。

③ 回答方法：質問への回答は、令和7年2月14日(金)までに区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

6. 審査方法

1次審査は提出された書類について、2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングについて、江東区職員で組織する「江東区環境検定委託業務事業者選定委員会」が審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

なお、業務実績と価格点は、事務局採点とする。

(2) 1次審査

① 提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から3社程度を選定する。

② 審査結果は、1次審査結果通知日に全社あてにメールで通知する。

(3) 2次審査

① 提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。会場・時間等の詳細は、1次審査結果とともに通知する。時間は、1社あたり35分(説明20分、質疑応答15分)である。

② 説明方法

説明は、業務責任者が同席し、本業務を主体的に担当する者が行うこと。参加

人数は5人までとする。パワーポイントを使用する場合には、自社のパソコンを持参すること（プロジェクター及びスクリーンは本区が用意する）。

- ③ 審査結果は、1次・2次審査全体の結果として、最終選定結果通知日に2次審査参加者あてにメール及び郵送で通知する。

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、1次・2次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 合計点が同数である者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、2次審査参加者に選定又は非選定の結果をメール及び郵送で通知する。また、契約締結後、区ホームページにおいて、以下の項目を公表する。

- ① 候補者の名称、総合点及び選定理由
- ② ①以外の申込者の総合点

(①以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない)

8. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式6）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面（様式6）により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1社につき1提案に限る。
- (4) 全ての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (5) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、申込者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 電子メール及び郵送の等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。

10. 担当部署

江東区 環境清掃部温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

（江東区役所防災センター6階5番窓口）

電 話 03-3647-6124〔直通〕

F A X 03-5617-5737

メール 380200@city.koto.lg.jp